



平成 23 (2011) 年 6 月 23 日

羽村市教育委員会
教育長 角野征大様

羽村市図書館協議会
会 長 塚原 博

今後の図書館サービスのあり方について (答申)

平成 21 年 7 月 28 日、羽村市教育委員会教育長から羽村市図書館協議会会長宛、生涯学習社会に対応した標題の諮問について、ここに答申します。

「今後の図書館サービスのあり方について（答申）」概要版

【はじめに】

平成 21 年 7 月 28 日、羽村市教育委員会教育長からの諮問、生涯学習社会に対応した「今後の図書館サービスのあり方について」を受けて審議を開始した。これまで、6 回の協議会、3 回のワーキンググループを開催して協議を重ねてきた。ここで、その結果をまとめ、答申として示すものである。

1 現代社会、生涯学習社会における図書館

ほとんど受験生の勉強部屋であった図書館が、子どもから高齢者まで、ビジネスマンも主婦も学生も皆、自分のものとして使い、本を借り、読みたい本が図書館になれば予約やリクエストをすることができ、わからないことを尋ねることもできる図書館となった。何よりも居心地のよい図書館、また行きたくなる図書館になった。図書館は、市民の知的好奇心をかきたて、読書欲を目覚めさせ、それが生活にとっていかに大切なものであるかを、市民に気づかせるものになった。みんなの図書館、市民の図書館に生まれ変わったのである。

2 図書館の現状と課題

<現状>

資料貸出総数は、平成 15 年度の 532,962 冊をピークに年々貸出冊数が漸減している（平成 18 年度：469,744 点、平成 19 年度：459,019 点、平成 20 年度：445,075 点）。貸出冊数減少の原因としては、活字離れという時代の変化に加え、特に、あきる野市、青梅市に新たな中央図書館が建設され、建設中に羽村市の図書館を利用していた両市の市民が、自分の市の図書館利用へ回帰したことが挙げられる。

<課題>

市民の読書力や地域の教育力を高めるために、市民の図書館利用者を増やし図書館利用を盛んにし、年々減少している資料貸出総数を増やす工夫が必要となっている。

3 現在の図書館サービスについての評価

市の図書館は、平成 22（2010）年度に日本図書館協会作成の「図書館評価のためのチェックリスト改訂版」を用いて自己評価を行った。

その結果、図書館経営・活動に対する全体的な評価結果としては、「評価できる」が 66.9% で全体的には及第であった。

また、図書館経営・活動に対する各項目別の評価結果は、「開館時間、休館日（100%）」、「相互協力（85.7%）」と評価が大変高く、次いで「図書館サービス（69.8%）」、「職員（69.2%）」、「図書館資料（60.0%）」となる。評価が低いのは、「経費（0%）」、「施設（50.0%）」、「広報（50.0%）」、「基本的事項（図書館の基本的考え方）（53.0%）」である。今後、評価の高い項目は更にこの比率を高め、評価が低い 4 項目は特に努力改善が望まれる。

4 今後の図書館のあり方

- ・開架冊数の 1/7 以上の年間購入冊数が望まれること。
- ・雑誌の種類を増やし図書館システム全体として 300 誌程度を達成目標にすることが

望ましいこと。

- ・季節や時事等に関しての書架を利用したミニ展示を行い、普段目立たない蔵書に気づかせる工夫を行う必要があること。
- ・保育園・幼稚園・小中学校・児童館・学童クラブとの連携をさらに促進すること。
- ・学校図書館のシステム上の問題と人の問題に対して支援すること。
- ・他の生涯学習施設との連携を推進すること。
- ・フロアーワークを推進すること。
- ・児童サービスを補強する必要があること。
- ・YA（ヤングアダルト）コーナーの充実と中高生の利用促進を行うこと。
- ・多文化サービスを手がけること。
- ・宅配サービスの拡大を行うこと。
- ・広報を充実、浸透させること。
- ・市民参加の運営を推進すること。
- ・図書館に行けば何らかの手段で求める資料や情報が必ず入手できるようにすることが大切であり、そのようなサービスを提供できる司書職の充実を図ること。（館長には司書有資格者を当て専門職館長とし、正規職員における専門職司書の比率を70%以上にすることが望ましい。）
- ・図書館ボランティアのための研修を行うこと。
- ・人件費を含む図書館予算を一般会計の1%以上とすることが望ましいこと。
- ・分室に一般書の排架及びスペース確保、バリアフリー化、耐震対策を行う必要があること。
- ・サービスポイント（分館等）の設置を検討すること。
- ・すべての市民に図書館利用環境を整え、登録者率を市内人口の40%以上にすること。
- ・図書館計画については、個別の計画も考えられるが、今後策定される市の長期総合計画や生涯学習基本計画等の中に、図書館計画を盛り込んでもらうようにする必要があること。
- ・電子図書については、現在行われている公共図書館での電子図書市場化テストの結果をまっけて導入の可否を検討すること。

【おわりに】

生涯学習施設の一環としての新たな羽村市図書館が開設されてから既に10年以上の年月を経ており、その間の社会事情の変化や科学技術の向上、利用者である市民のニーズの変化等に対応して、図書館サービスにも新しいポリシーが導入されるべきである。

図書館としての基本である蔵書・資料の充実、図書館職員の質・量の増強、図書館利用に関する市民各層・各団体への広報を含むサービスの向上、近隣各市や学校との連携・協働の推進、そのために図書館がなすべき諸事項等につき真摯に議論してきたが、その全てに関連してくるのは予算である。

また、羽村市の図書館サービスを向上させ、最も優れた効果を生み出し、また、市民への図書館サービスの浸透を図るための鍵を握っているのは、専門的識見と技能をもった人材、図書館サービスへの熱意と情熱をもっている司書の確保・充実である。

羽村市長期総合計画や羽村市生涯学習基本計画が策定されようとしているこの時機に、本答申を提出することは誠に時期をえたものであり、各計画に本答申が反映されることを切に願うものである。

「今後の図書館サービスのあり方について」

答申

平成 23 (2011) 年 6 月 23 日

羽 村 市 図 書 館 協 議 会

目次

0	はじめに	5
1	現代社会、生涯学習社会における図書館	5
1.1	現代社会とこれからの図書館	5
1.2	生涯学習社会とこれからの図書館	6
1.3	羽村市図書館	8
1.3.1	羽村市の概況	8
1.3.2	羽村市図書館の概況	9
2	図書館の現状と課題	10
2.1	図書館サービスの基本的な考え方	12
2.2	図書館サービス	14
2.2.1	開館時間	14
2.2.2	貸出サービス、相互協力、広域利用	15
2.2.3	情報(レファレンス)サービス	15
2.2.4	乳幼児サービス	16
2.2.5	児童サービス	16
2.2.6	YA(ヤングアダルト)サービス	17
2.2.7	学校・学校図書館との連携	17
2.2.8	高齢者サービス、障害者サービス、病院サービス、多文化サービス	19
2.2.9	団体貸出サービス	19
2.3	図書館資料	20
2.4	図書館経費	21
2.5	広報	21
2.6	職員	21
3	現在の図書館サービスについての評価	23
3.1	図書館による自己評価	23
3.1.1	図書館についての基本的考え方	23
3.1.2	図書館サービス	23
3.1.3	相互協力	24
3.1.4	開館時間、休日	24
3.1.5	広報	24
3.1.6	図書館資料	24
3.1.7	職員	24
3.1.8	経費	24
3.1.9	施設	24
4	今後の図書館のあり方	25
4.1	図書館サービスの充実にむけて	25
4.1.1	図書館資料の充実を行う	25

4.1.2	排架や蔵書の工夫を行う	25
4.1.3	地域との連携をさらに促進する	25
4.1.4	フロアーワークを推進する	26
4.1.5	児童サービスを補強する	26
4.1.6	YAコーナーの充実と中高生の利用促進を行う	26
4.1.7	多文化サービスを手がける	26
4.1.8	宅配サービスの拡大を行う	27
4.1.9	広報を充実、浸透させる	27
4.2	図書館運営体制の充実にむけて	27
4.2.1	市民参加の運営を推進する	27
4.2.2	職員体制の充実を行う	27
4.2.3	図書館ボランティアのための研修を行う	28
4.3	中長期的課題	28
4.3.1	予算増を行う	28
4.3.2	すべての市民へ図書館サービスを行うための最低基準として 図書館システム・施設の構築を行う	28
4.3.3	市内登録者の増加を図る	29
4.3.4	図書館計画について	29
4.3.5	電子図書・電子書籍端末の扱い	29
5	おわりに	30
付1	羽村市図書館協議会委員名簿	31
付2	羽村市図書館協議会審議経過	32

0 はじめに

平成 21 年 7 月 28 日、羽村市教育委員会教育長から羽村市図書館協議会会長宛、生涯学習社会に対応した「今後の図書館サービスのあり方について」の諮問を受けた。当協議会では、平成 21 年 7 月から平成 23 年 6 月までの間、6 回の協議会、3 回のワーキンググループを開催し、審議を重ねてきたところであり、その結果をまとめ、ここに答申として示すものである。

1 現代社会、生涯学習社会における図書館

1.1 現代社会とこれからの図書館

地域社会における図書館のあり方は、現代社会の特徴である生涯学習社会、少子高齢化社会、国際化社会、デジタル・ネットワーク社会に大きくかかわるものである。また、地域密着型図書館や、生活圏域に根差した図書館が求められている。

ユネスコ公共図書館宣言 1994 年 (UNESCO Public Library Manifesto 1994) では、

「公共図書館が教育、文化、および情報の普及の原動力であり、また、男性と女性、すべての人々の理性を通じて平和と精神的な幸福を促進する必須の公共機関である」

としている。これは、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の信念を明らかにするものであり、また、宣言では、社会における図書館のあり方を次のように述べている。

「社会と個人の自由、繁栄および発展は人間にとっての基本的価値である。このことは、十分に情報を得ている市民が、その民主的権利を行使し、社会において積極的な役割を果たす能力によって、はじめて達成される。建設的に参加して民主主義を発展させることは、十分な教育が受けられ、知識、思想、文化および情報に自由かつ無制限に接し得ることにかかっている。

地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会団体の生涯学習、独自の意思決定および文化発展のための基本的条件を提供する。」

文部科学省「これからの図書館像」（平成 18（2006）年）においては、

「これからの図書館には、住民の読書を支援するだけでなく、地域の課題解決に向けた取組に必要な資料や情報を提供し、住民が日常生活をおくる上での問題解決に必要な資料や情報を提供するなど、地域や住民の課題解決を支援する機能の充実を求められる。課題解決支援には、行政支援、学校教育支援、ビジネス（地場産業）支援、子育て支援等が考えられる。そのほか、医療・健康、福祉、法務等に関する情報や地域資料など、地域の実情に応じた情報提供サー

ビスが必要である。」

と、図書館が地域社会を支える情報拠点のハブとなることをめざすこと、改革を一層進め、より豊かで質の高いサービスを提供することや、運営体制の指針が示されている。

1.2 生涯学習社会とこれからの図書館

文部科学省社会教育審議会社会教育施設分科会「新しい時代（生涯学習・高度情報化の時代）に向けての公共図書館の在り方について（中間報告）」は、図書館が生涯学習の中核的施設であることを指摘している。そして、「生涯学習の機関としての色彩を一層強く打ち出すべきである」と述べている。

また、教育基本法第3条においては、生涯学習の理念を

「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図らなければならない」

と定めている。

生涯学習の観点からみると、次のようなものが図書館の果たすべき役割や機能になる。

- 1 資料・情報提供を通して個人の学習を支援する役に立つ図書館を目指す
求めに応ずる資料・情報提供を徹底して行う。それと共に、資料・情報利用を増大させるようにする。そのための手段として、図書館相互、さらには関係諸機関のネットワーク化を強める。すぐれた図書館のコレクションを身近に持つことは、人々の心を豊かにし、知的好奇心を刺激し、知るべきこと・学ぶべきことが多いことを感じさせ、学びへの関心と意欲を広げることができる。
- 2 学びの疎外を生まないための伸展活動の追求
図書館利用から疎外されがちな身体障害者、高齢者、非識字者、入院患者、在日外国人等へのサービスを、学習する権利の保障として重視し活動方法等を工夫する。
- 3 資料の共有を媒介とする集会・文化活動
講演会、資料展示会等の行事を実施するほか、市民の共有財である資料の利用を契機として生まれてくる利用者相互の交流、グループ活動を奨励、援助する。
- 4 各種の学習プログラムへの資料補給
生涯学習センター、女性センター、国際交流センター等の学習機関にはそれぞれの機関にとっての専門図書館ともいえるべき資料室を備えているが、そこでの

学習の展開に必要なより多くのさまざまな資料を求めに応じて提供し、支援・連携活動を行う。

5 国や都、他の自治体の資料、広域利用の推進

一自治体において、すべての利用者の要望を満たす資料を蔵書するのは困難であるため、国や都、他の自治体、広域利用の推進を図り、相互貸借として資料の確保提供を行う。

6 地域における生涯学習機関で継続的に学ぶ人々のための学習情報センターとしての役割

放送大学、通信教育、大学主催オープンカレッジ・公開講座、生涯学習センター「ゆとろぎ」など生涯学習機関で学ぶ人たちにとって、その学習を深め広げる学習情報センターの役割を担えるのは図書館である。

7 総合的・系統的生涯学習プログラムの一環を担う

地域における多様な学習プログラムを総合的・系統的に編成する市民カレッジ等の学習内容の一環として、図書館の文化活動を組み込む。

8 生涯学習の基礎能力を培う事業の企画と実施

生涯学習に必要な基礎能力の一つとして、図書館の利用法、情報検索法、各種情報源へのガイドなど、情報弱者を生まないためのプログラムを企画・実施する。

9 学校・学校図書館との連携、支援

学校における多様な資料を活用する授業、学校図書館が行う図書館利用教育、読書教育に協力し、支援することで、子どもたちを生涯学習者に育てる課題を学校・学校図書館と共有する。

10 地域課題等についての情報発信

地域で解決を迫られる課題など現代的諸課題についての資料・情報ファイルや冊子の編成、講演会や講座等文化活動を企画し、その記録を作成、刊行する。

11 図書館づくりへの市民参加の尊重

市民自身が「私たちのもの」としてよりよい図書館づくりに力を寄せる活動を、自主的・主体的な学習条件整備への社会参加として歓迎し、支援する。

12 生涯学習の成果を生かす場や機会の提供

学習機会の充実を図り、その成果を地域社会に生かし、還元できる仕組みを構築する。

1.3 羽村市図書館

1.3.1 羽村市の概況

羽村市は、東西 4.23 km、南北 3.27 km、面積 9.91 km²の市域に平成 22 年 1 月現在人口 57,587 人、世帯数 23,789 世帯（一世帯 2.35 人）である。

人口を図書館サービス対象層別にみると、児童人口（14 歳まで）は全体の 14.6%、ほぼヤングアダルト層とみなされる人口（15 歳から 19 歳）が 5.2%、一般成人（高齢者を除く 20 歳から 64 歳）人口が 61.1%、高齢者人口（65 歳以上）が 19.1%である。他の年代層に比べ、30 代中頃から 40 代中頃の年代層と 60 代初めから 60 代中頃の年代層の比率が高い。また、75 歳以上の高齢者の増加が大きく、要支援・要介護認定者数が 1,317 人（平成 13 年 603 人の 2 倍以上。出現率 12.3%）になっているなどが特徴である。

全体の人口増減率は平成 13 年から平成 22 年までで 1.1%であり、平成 12（2000）年以降人口は微増傾向である。

将来人口の推計では、10 年後の平成 33 年の人口を 56,930 人（在住外国人 1,585 人を含む）とし、児童人口 11.5%、15～64 歳人口 62.5%、高齢者人口 26.0%としている。児童人口が 3 ポイント減じ、高齢者人口が 7 ポイント増加することが推定されている。

保育園の入所児童数は平成 21 年ほぼ 1,200 人と、平成 12 年 1,041 人から増加傾向にある。また、幼稚園園児数、児童生徒数は減少傾向にある。

障害者数（身体障害者 1,475 人、知的障害者 283 人、精神障害者 227 人）は、増加傾向にある（平成 14 年は各々 1,287 人、196 人、77 人であった）。在住外国人は 1,653 人（全人口の約 3%）で、平成 13 年以降増加傾向（平成 18 年 1,812 人）であったが、平成 21 年（1,802 人）から平成 22 年にかけて 1 割近く減少している。そのうちペルー人が約 28%、フィリピン人約 19%、中国人約 16%、ブラジル人が約 13%、韓国・朝鮮人約 8%、アメリカ人約 4%である。その中において、その他の人々の率（13%）は増加傾向にあり、多様化している。

産業に関わる就業構造は、第 3 次産業就業者が 63.8%、第 2 次産業就業者が 33.2%、第 1 次産業就業者が 0.8%で、多摩 26 市（平均 20.4%）のなかで第 2 次産業就業者の割合が最も高いのが特徴である。分類別従業員をみると、比率が高いものは製造業 35.3%、卸売・小売業 14.6%、飲食店・宿泊業 9.3%、医療・福祉 8.6%、教育・学習支援業 4.5%であり、運輸業（2.9%）や金融・保険業（0.7%）では従業員が 30%減、医療・福祉（8.6%）及び複合サービス事業（1.1%）では従業員が 40%増えている。

教育・福祉関連施設として、保育園 12 園、幼稚園 7 園、小学校 7 校、中学校 3 校、児童館 3 館、学童クラブ 9 か所などがある。

財政事情については、平成 11（1999）年度から平成 20（2008）年度の普通会計における歳入決算額は総額で概ね 200 億円前後（平成 16, 17, 20 年度 200 億円超、他の年度 180 億円台）で推移している。

1.3.2 羽村市図書館の概況

公共図書館は、資料提供や情報提供を対価を取らずに行うことによって市民の知る自由を保障する公共施設である。

また、図書館の基本的機能は、資料や情報を求めるあらゆる人々に、資料や情報を提供すると共に、資料要求・情報要求にこたえるだけでなく、資料・情報に対する要求をたかめ、広めることである。

この考え方に沿って、1970年代以後、全国の図書館で図書館サービスが行われてきている。40年以上前の図書館と今の図書館とは、その質において全く異なっている。ほとんど受験生の勉強部屋であった図書館が、子どもから高齢者まで、ビジネスマンも主婦も学生も皆、自分のものとして使い、本を借り、読みたい本が図書館になれば予約やリクエストをすることができ、わからないことを尋ねることもできる図書館となった。何よりも居心地のよい図書館、また行きたくなる図書館になった。図書館は、市民の知的好奇心をかきたて、読書欲を目覚めさせ、それが生活にとっていかに大切なものであるかを、市民に気づかせるものになった。みんなの図書館、市民の図書館に生まれ変わったのである。

羽村市においては、昭和45(1970)年6月に教育課所管図書室が開設され、昭和48(1973)年6月には羽村図書館が開館し本格的な図書館サービスを開始した。その後、加美・富士見平・川崎3分室、小作台図書室を設置し、市全域へのサービスに向け図書館サービス拠点を整えた。さらに、旧羽村図書館の老朽化に伴い、平成13(2001)年3月、市民の学習・文化活動への対応と循環型の生涯学習社会の実現に向けた生涯学習施設として、中央図書館機能を持つ羽村市図書館(図書館本館)を開設した。生活環境の変化や様々なメディアの発達、普及などにより読書離れ、活字離れなど子どもたちの読書時間の減少が顕在化してきたことや、新しい情報に出合う図書館の充実を目標に多様化・高度化する市民ニーズに対応するために、図書館システムの再構築を行い、また、レファレンス・サービスの質の向上に努め、市民の自己実現の達成に向けて学習活動等の適切な支援を行うなどの機能を強化している。羽村市図書館は、市民への図書館サービスの提供を通して、多くの市民から最も親しまれている公共施設である。

2 図書館の現状と課題

<現状>

(1) 本館1、図書室1、分室3からなる羽村市図書館

中央図書館機能を持つ本館を核として、地域図書館機能を持つ小作台図書室1室、そして児童サービスに重点をおいた分室機能を持つ加美分室、富士見平分室、川崎分室の3分室からなっている。固定施設を中心とした半径1キロメートル圏で、市域の約7割をカバーしている。

(2) 図書館利用登録者数減少傾向から増加へ

図書館利用登録者は、市内登録者総数は17,780人で登録率30.9%である。一般登録者数14,976人、児童登録者数2,786人、視覚障害者登録者数18人である。そのほかに広域利用者が7,524人おり、総登録者数は25,304人となる。

平成18年度の総登録者数（市内登録者24,550人、広域利用者8,211人）をピークに登録者数が減少していたが、平成20年度の市内登録者数17,780人、広域利用者7,524人から、平成21年度は市内登録者19,668人、広域利用者8,382人と増加を示している。

(3) 市民1人に7,700円以上の還元

図書館サービスの実績としては、平成20年度の資料貸出総数445,075冊であり、そのうち広域利用75,251冊であった。市民1人あたり年間貸出冊数は6.4冊、登録者1人あたり20.8冊である。貸出冊数の内訳は、一般書302,074冊、児童書100,518冊、視聴覚資料42,483点である。児童登録者1人あたり児童書貸出冊数は36.1冊である。

『市民の図書館』（日本図書館協会）によれば、その図書館サービスの効果は、
実績（貸出冊数×平均単価）－ 図書館総経費 ＝ 効果

で表すことができる。

羽村市図書館について図書貸出冊数、図書購入平均単価、図書館総経費を当てはめてみると、

$$\begin{aligned} \text{実績（図書貸出冊数} \times \text{平均単価）} &= 363,592 \text{ 冊} \times 1,685 \text{ 円} \\ &= 612,653,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

となる。

また、図書館総経費169,048,632円であるから、

$$\begin{aligned} \text{効果（実績} - \text{図書館総経費）} &= 612,653,000 \text{ 円} - 169,048,632 \text{ 円} \\ &= 443,605,000 \text{ 円} \quad \langle \text{全市民への還元} \rangle \end{aligned}$$

これは、赤ちゃんから高齢者までの市民1人あたりに年間7,700円の効果が

あったことを示している。市民 1 人あたり 2,935 円の図書館経費で、市民 1 人あたり図書館経費の 2.6 倍の還元をもたらしている。

この値は、図書貸出冊数だけで計算したものであるが、実際には更に多くの経済的、文化的潤いをもたらしている。

つまり、市民は、この他に雑誌貸出冊数 39,000 冊や視聴覚資料・電子資料の貸出点数、情報サービスによる質問相談への回答、講演会やおはなし会などの集会行事による付加価値も受容しているのである。

例えば、平成 20 年度に実施された集会行事には、児童文学講演会 1 回（131 人参加）、本館おはなし会合計 24 回（532 人参加）、分室・図書室おはなし会 12 回（150 人参加）、ボランティア養成講座 3 回（57 人参加）、宅配サービス 27 回（27 人）、ブックスタート 12 回（親子 158 組参加）、館内展示 13 回、ハーブ鑑賞会（62 人参加）などがある。

(4) 貸出冊数の減少傾向

資料貸出総数は、平成 15 年度の 532,962 冊をピークに年々貸出冊数が漸減している（平成 18 年度：469,744 点、平成 19 年度：459,019 点、平成 20 年度：445,075 点）。貸出冊数減少の原因としては、活字離れという時代の変化に加え、特に、あきる野市、青梅市に新たな中央図書館が建設され、建設中に羽村市の図書館を利用していた両市の市民が、自分の市の図書館利用へ回帰したことが挙げられる。また、この間、年々図書費や雑誌購入費の減少があり、それとの関係もあろう。

(5) 情報（レファレンス）サービス受付総件数の増加傾向

また、情報サービス受付総件数は、10,377 件である。その内訳は、資料案内 10,031 件、児童読書相談 82 件、調査回答 264 件であった。情報サービスの件数は、年々増加傾向にある。これは、市民と図書館の信頼度が高まっているあらわれとみられる。

(6) 集会行事・展示などの実施

実施事業（集会行事など）として、講演会、おはなし会、ボランティア養成講座、宅配サービス、ブックスタート、館内展示、ハーブ鑑賞会が実施されている。

<課題>

(1) 図書館サービス空白地帯の存在と、一般書も備えた分室の要望

図書館システム（施設）については、市民の誰でもが利用できる趣旨で人口 2 万人に 1 館設置、中学校区に 1 館設置、歩いて 10～15 分位のところに 1 館という考え方からすると、本市の図書館は数の上では妥当と思われるが、図書館サービスの空白地帯（羽西、双葉町、玉川の地域の人々の図書館の利用が少な

い) があること、分室では児童書だけでなく一般書もおいてもらいたいという要望もあり、検討が必要である。

一方、各地域における拠点として小中学校があるので、学校施設の有効活用の一環として公開図書室の開設や、学校図書館を地域に開放することも今後は検討していく必要がある。

(2) 図書館利用者を増やし、図書館利用・読書活動を盛んにする工夫の必要性

市民の読書力や地域の教育力を高めるために、市民の図書館利用者を増やし図書館利用を盛んにし、年々減少している資料貸出総数を増やす工夫が必要である。

(3) 地震対策

今回の東日本大震災（東北太平洋沖地震）のような被害を避けるために、図書館本館のみならず、分室に関しても、万全な地震対策を実施する必要がある。

2.1 図書館サービスの基本的な考え方

<現状>

(1) 図書館サービスの理念・目標

図書館サービスの基本的な理念については、平成 21 年度の「羽村市図書館の運営と事業の基本」で定められている。それによると、4 大項目として、1. 豊かな情報が総合的に蓄積された図書館、2. 読書の楽しさにあふれる図書館、3. 市民が集い交流する図書館、4. 多様な市民要望に応える運営のために、が挙げられている。

(2) 知る自由と図書館

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由を持つ市民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とするものであり、「図書館の自由に関する宣言」については、図書館入口に掲示するなどして周知している。

(3) 図書館計画

図書館は、市の教育施設の中で最も利用が多い施設であり、生涯学習の観点から知る拠点として位置づけられ、重要な機関として認識されているが、図書館計画は平成 13（2001）年新館開館以後作成されていない。

現在、羽村市では、平成 24（2012）年度から 10 年間の長期総合計画策定に向けて準備が行われている。また、羽村市教育委員会では、第 4 次生涯学習基本計画策定の準備を行っていて、審議会、策定委員会、検討部会で協議し、図書館長などが検討委員になっている。第 2 次子ども読書活動推進計画についても平成 24 年度第 4 次生涯学習基本計画に合わせる形で進められている。素案ができた段階で図書館協議会委員の意見を聴取しながら進められる。

(4) 図書館協議会、利用者懇談会

図書館協議会は、平成 21 (2009) 年度 7 月に図書館に外部の視点を取り入れて運営していくために設置され委員として市民公募委員、家庭教育関係者、学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験者から各々 2 人が委嘱されている。定例会は、年 3 回開催され、そのほかに各委員のボランティア精神によってワーキンググループも開催されている。教育長から当協議会へ諮問「今後の図書館サービスのあり方について」が行われ、各委員から具体的な提言が出されてこの答申がまとめられた。

利用者懇談会は、以前に開催されていたが参加者が少なくなり、現在は行われていない。

(5) ボランティア

ボランティアは、現在 8 団体と個人による参加がある。

排架・整理作業、および、宅配サービスは図書館ボランティア「本棚」が参加して行っている。

本館おはなし会はボランティアサークル「おはなしいっぱいねずみくん」と「木いちご」が、また、赤ちゃん向けおはなし会はボランティアサークル「おはなしぼけっと」が、そして、学校おはなし会はボランティアサークル「おはなしいっぱいねずみくん」、「木いちご」、「おはなしぼけっと」、「えほんの樹」が参加して行っている。ブックスタートはボランティアサークル「個人ボランティア」の参加によっている。

おはなしボランティアが一堂に会してのフェスティバル（図書館祭り）も 3 年間連続して開催され、おはなし会が合同で行われている。

ハーブ鑑賞会はボランティアサークル「ハーブはむら」の参加により実施している。

個人ボランティアの参加によって、新聞の切り抜き・ブッカーかけ、排架・書架整理、ヤングアダルト YA ノートチェック・YA コーナー図書ブッカーかけ・イラストコーナー貼り替え・書架整理、植栽が行われている。

館内展示として、市民の描いた絵画を借用し展示が行われ、季節ごとの入れ替えが実行されている。

その他、リサイクル文庫、本のリサイクル活動も実施されている。

協働でおはなし会などを実施することはあるが、図書館の経常的な業務の一部としてボランティアに委ねることはしていない。

ボランティアの人たちと意見を交換し、事業の企画などに生かしている。図書館とボランティア全体との連絡会は、以前は行っていたが、現在はもたれていない。

<課題>

- (1) 図書館の目標などについて、市民への更なる普及の必要性がある。
- (2) 図書館計画の策定が望ましい。
- (3) ボランティアの位置づけの再認識とボランティアの参加拡大が必要である。
- (4) 調べ学習の図書は、依頼日から 2 週間を準備期間としているが、レファレンスを兼ねた依頼が多く、短期間で図書を探し出し、貸出処理を行う必要がある。また、短期間で多くの図書を要望してくる団体もある。それらに対応をするために、専属の担当者が必要であり、ボランティアの募集・育成も必要に応じて実施していかなければならない。
- (5) 障害者サービスについては、人的なサービスとしては、ボランティアなどの協力が不可欠であり、ボランティアの募集・育成も必要に応じて実施していかなければならない。
- (6) 本の修理などは、ボランティアでできないであろうか。

2.2 図書館サービス

2.2.1 開館時間

<現状>

(1)開館時間

羽村市図書館本館は、火曜日から日曜日まで午前 10 時から午後 8 時まで開館している。休館日は、月曜日（祝祭日の場合は開館）、館内整理日毎月 15 日（月、土、日曜日の場合は翌火曜日）、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）、特別館内整理期間である。西多摩 8 市町村で比較すると、羽村市以外には日曜日及び祝日に午後 8 時まで開館している図書館はみられない。

小作台図書室は、火曜日から土曜日まで午後 1 時から 5 時までと、日曜日は午前 10 時から午後 5 時まで開館している。月曜日等が休館日である。

加美分室、富士見平分室、川崎分室は、火・水・金・土曜日の午後 1 時から 5 時まで開館している。月・木・日曜日等が休館日である。

生涯学習センター「ゆとろぎ」の開館時間午前 9 時にあわせての開館という声もある。

<課題>

(1) 羽村市図書館の開館時間は、日曜日午後 8 時まで開館という他市に見られない開館時間を設定している。午前の開館時間については、他の生涯学習施設機能（場所貸し・部屋貸し）と、図書館機能（資料組織、返却資料の排架作業、資料提供、資料による質問相談業務等専門職員の必要性）の違いと、午前 10 時より前に開館するためにはその開館前に開館準備をするための職員が必要でそのための人件費増、施設管理費増について市民に知らせて理解を求めていく必要がある。

2.2.2 貸出サービス、相互協力、広域利用

<現状>

(1) 貸出は、資料提供という図書館の本質的な機能であり、基本的な業務である。すべての市民が個人貸出を受けられるよう条件整備を行い、市民の求めに的確に応えるよう資料提供に努めている。資料の貸出については以下のとおりである。

図書資料の貸出数は10冊、視聴覚資料はCD・カセットあわせて2点、ビデオまたはDVD1点であり、貸出期間は2週間である。絵画は1点で4週間である。

(2) 相互協力・広域利用

本館、図書室、分室は相互の図書館ネットワークを築いて予約・リクエストなどに応えている。物流体制については、本館と分室等の相互間の図書館資料の円滑な流れを確保するため、交換便を毎日運行している。

また、所蔵していない資料については、西多摩広域利用参加館から相互貸借によって資料の借用を行い、また、そこで入手できない場合は都立図書館からの協力貸出で資料を入手し、さらに、都立図書館にない場合は国立国会図書館から借用することで市民のニーズに応えている。ただし、都立図書館が近年高価本等の協力貸出を行わないことになり、市区町村立図書館は不便をしいられている。

広域利用では平成19(2007)年8月にあきる野市中央図書館、平成20(2008)年3月には青梅市中央図書館が開館し、それまで羽村市を利用していた各々の市民が地元の図書館を利用するようになった。

<課題>

(1) 図書返却時に利用者が図書を書架へ戻すことへのお知らせ方法など

羽村市の図書館が始まって以来、利用者に返却図書を書棚に戻してもらっていたが、現在は利用者の任意によって行って貰っている。その点についての利用者へお知らせする方法を工夫する必要がある。

2.2.3 情報（レファレンス）サービス

<現状>

(1) 図書館では、市民の日常生活の疑問など課題解決を支援するため、レファレンスサービスを行い、利用者への積極的な情報提供に努めている。レファレンス受付件数は増加傾向にある（18年度：8,646件、19年度：9,195件、20年度：10,377件）。

<課題>

(1) レファレンスサービスは、知識と経験の積み重ねが必要な業務であるが、正職員の人事異動によって積み上げられた知識が生かされないことが多い。

2.2.4 乳幼児サービス

<現状>

(1) 乳幼児サービス

保健センターでの3・4か月検診時にブックスタート事業として、絵本・ブックリスト等の配布と、読み聞かせの説明を行っている。またその際には下記の2点を説明・紹介をして、図書館利用を促している。

- (a) 児童コーナーに赤ちゃん絵本コーナー・幼児絵本コーナーを設け、幼い子どもの成長に応じた本が手に取られるよう配置している。また、赤ちゃん絵本に関してはブックリストを作成配布している。
- (b) 年間3～4回、赤ちゃん向けおはなし会を実施している。子育て支援の一環としておはなし会終了後20～30分程部屋を開放して、お母さん同士の交流の時間としている。

参加した保護者からは好評であり、アンケートにも、どんな本を選べばよいか、どのように読んであげたらよいか参考になったとの意見が多い。

<課題>

(1) ブックスタート事業は、会場である保健センターの建物構造上の問題もあり、説明を行っている会場に人がなかなか流れてきてくれない。3・4か月検診時のブックスタート事業だけではなく、普段から保護者に向けた説明会などを開く機会があればもっと保護者が読み聞かせに向ける関心度が高くなると思うが、人員などの問題があり検討を要する。

2.2.5 児童サービス

<現状>

(1) リクエスト

近年、児童からのリクエストの傾向に変化が生じている。これは児童書の出版によって、マンガを思わせる挿絵や装丁の図書がシリーズとして数多く出版され、各社のホームページで大々的に宣伝されることにより、安易な装丁に惹かれた子どもたちがその特定のシリーズに固執し、友人同士で競ってリクエストをかけるという現状がある。キャラクター性の強い挿絵は、子どもたちの想像する力を阻害する面があり、偏りの顕著化が危惧される。

(2) おはなし会

定例の本館おはなし会については、土曜日の午前中に開催しているが、参加者の子どもたちの低年齢化がおこっており、なかなか本来設定している対象の子どもたちが集まらない現状がある。小学生向けおはなし会には幼児の参加が、幼児向けのおはなし会には赤ちゃんの参加比率が高くなっている。全体の参加数も減少傾向にある。

<課題>

(1) 見た目が地味でも素晴らしい本や想像をかきたてる本を紹介していくには、リストやパンフレットだけではなく、ブックトークやアニメーションなどを取り入れたおはなし会を数多く行えるとよいのだが、人材面（知識と技術力を持つ職員の確保）と時間面（学校側の時間枠の確保）をクリアしなければならないので、なかなか実現は難しい。

子どもが活字を読んでさえいれば安心し、その内容にまで注意を払わない保護者も増えている。保護者に向けて、子どもと読書に関する講座等を開催し、子どもの心の成長の糧になる図書の選び方、向きあい方などを広めていく必要がある。

2.2.6 YA（ヤングアダルト）サービス

<現状>

ヤングアダルト世代に理解しやすい良書がなかなか手に入らない。この利用層は、敏感な年代であり、時代の流れや新しい感覚を反映したフレッシュさや、思春期の悩みや関心に配慮した選書に注意を払う必要があるが、見計らいの資料だけでは適切な資料を確保することが難しい。

ケータイ小説の書籍化が増えている現状に伴い、リクエストも増えてきている。素人の投稿文化が発展して台頭したケータイ小説は、文章・構成・設定など未成熟な部分を多く抱え、表現にも偏りが多く見受けられるなど、青少年向けの文学として現段階では評価しかねるジャンルである。心の成長の糧となる資料を収書の方針としている YA コーナーとしては、ケータイ小説は収集せず、リクエストの対応にも注意を払う方針である。

<課題>

(1) できるだけ書店の店頭などに出向き選定を行うなど、幅広い収集を進めていくことが必要である。将来的に中学校に対する働きかけや支援を検討していくことも必要である。

2.2.7 学校・学校図書館との連携

<現状>

(1) 学校との連携

毎年、年度当初に学校おはなし会や図書館見学などの申し込みを受け、それらを実施している。学校おはなし会は、図書館とおはなしボランティア 4 団体とでペアになって行っている。また、特別支援学校にも出かけている。

図書館見学や調べ学習、団体貸出、職業体験学習など総合的な学習等により公共図書館と学校とのかかわりが大きくなってきている。図書館では、学校の

それぞれのカリキュラムに応じた情報や資料を提供するための支援を行っている。また、教育委員会の学校教育課が開催している読書活動担当者会議に参加している。その際、団体貸出や調べ学習の支援と注意事項を説明している。調べ学習用資料は他校と重なる場合があるので、事前に連絡をお願いしているが、実際には連絡はほとんど無いのが現状である。先に来館した一部の子どもたちが特定分野の本を集中して借りてしまうため、後から来る子どもや一般利用者の使える資料がなくなっている。

(2) 学校図書館との連携

学校図書館の巡回司書との連携により調べ学習や団体貸出を通じて支援をしている。(平成 20 (2008) 年度：図書館見学 2 校 6 件、調べ学習 6 校 1,112 件、団体貸出 12 校 1,342 件)。

4 年前から学校教育課が取りまとめている巡回司書は、臨時職員で司書有資格者である。市内の小・中学校は全部で 10 校あり、1 人の司書が小・中両校を掛けもちで当初は週 1 回巡回していたが、現在は週 2 回の巡回である。そのような状況の中で、巡回司書の方と話ができるようになった。巡回司書の連絡会があり、そこに図書館も参加させてもらい、調べ学習や団体貸出などの話をしている。巡回司書が置かれてから団体貸出が増えている。

各学校図書館には、ほぼ司書教諭が配置されており、巡回司書と連絡を取りながら連携をとっている。その中で巡回司書は先生方との潤滑剤のような役割を持っている。

連携先である市内小・中学校全 10 校の学校図書館では、図書整備、資料データ作成のための電算化が 3 校にとどまり、蔵書検索システムのネットワーク化が整っていない。パソコンでの蔵書検索が可能な学校図書館は小作台小、富士見小、西小の 3 校であるが、電算システムの互換性がなく、また、図書館本館・分室ともつながっていない。所蔵情報などが 10 校の学校図書館間でほとんど流れていない。そのため、リソースシェアリング(資源共有)による資料利用が機能していない。全校で学校図書館システムが導入されれば、図書館と学校の連携が一層図られるが、現段階ではそこまでに至っていない。

多摩 26 市においては、各学校図書館への学校司書の配置が進んでいるが、西東京市及び本市においては、フルタイムでなく複数校を兼任する場合もある巡回司書の配置となっている。

<課題>

(1) 学校とのスムーズな情報交換のシステムを模索する必要

図書館から学校へ情報発信するためには、副校長会などの活用を図ることが必要である。図書館職員と巡回司書との連携を充実させるためには、定期的な打合せ会議を開催し、学校と図書館の情報の共有化をしていくことが必要であ

る。調べ学習の課題資料によっては他校と重なることもあり、その解消が必要である。

(2) 学校図書館への支援

巡回司書とも連携を図り、図書館だからできる支援を模索していく必要がある。

2.2.8 高齢者サービス、障害者サービス、病院サービス、多文化サービス

<現状>

(1) 高齢者サービスについては、文字の大きな図書(大活字本)や拡大鏡などの整備にとどまっている。

(2) 障害者サービスについては、図書館の利用が困難な市内在住の視覚障害者、身体障害者等の方々に録音図書、点字図書の貸出・取り寄せなど行っており、宅配については、図書館ボランティア団体の協力により行っている。また、対面朗読サービスなどは、要望がある時点で実施している。

(3) 多文化サービス

現在、外国語の絵本などは排架されているが、在住外国人の読書ニーズに応えるためのサービスとして、多言語資料の蔵書作りや多言語での利用案内(パンフレットやリーフレット)の作成などがされていない。

<課題>

(1) 高齢者などの利用者が増大する昨今では、限られた施設内の設備において必要に応じた資料や機材の整備をすることも今後検討していかなければならない。

(2) 障害者のサービスについては、ハード面やソフト面などが利用しやすい図書館として機能を充実する必要がある。また、人的なサービスとしては、ボランティアなどの協力が不可欠であり、ボランティアの募集・育成も必要に応じて実施していかなければならない。家庭への宅配サービスの充実が必要である。

(3) 多文化サービス対象者の把握とニーズの把握、多言語での利用リーフレットの作成、配布が必要である。

2.2.9 団体貸出サービス

<現状>

(1) 図書館では、学校、保育園、幼稚園、学童クラブ、ボランティアサークル等の学習活動や文庫活動として必要な図書館資料の提供に努めている。図書は300冊以内で貸出期間は3か月以内、視聴覚資料のCD・カセット5点以内で貸出期間は2週間である。

団体貸出の冊数は増加している(平成19年度:4,339冊、平成20年度:4,875

冊)。なお、上記貸出冊数には、学校関係の調べ学習・団体貸出数（平成 19 年度 2,060 冊、平成 20 年度 2,454 冊）も含まれている。

<課題>

(1) 団体貸出については、調べ学習などを含めて多くの図書資料を提供しているが、貸出期間が長期のため返却時に不明な図書などがあり管理面の対応を考えていく必要がある。

調べ学習図書については、ボランティアの項の課題(4)(p.14)でも述べたが、レファレンスを兼ねた依頼や、短期間での貸出処理の必要性、多くの図書の要望などがあり、それらの対応には専属の担当者が必要で、現職員体制では難しい。

2.3 図書館資料

<現状>

(1) 図書館資料は、図書、逐次刊行物、視聴覚資料、電子資料など人類の知識や想像力の成果を集積したものであり、人々の生活に欠くことのできない情報伝達の手段である。図書館では、すべての市民の多様な資料の要求に応えるため、これらの資料を限られた予算の中から幅広く、豊富な資料構成になるように努めている。平成 21(2009)年度の蔵書は、図書総数 347,819 冊（そのうち児童図書 97,603 冊）、視聴覚資料(CD、カセットテープ、ビデオ、DVD、CD-ROM)総数 16,763 点、視覚障害者用資料(カセットテープ) 2,757 巻、雑誌 262 種、新聞 29 紙である。

<課題>

(1) 資料整備は、限られた予算の中で市民の要求に応えるものでなければならない。そのためには、どんな図書や雑誌が多く利用されているかを分析し、利用される資料で構成することが重要である。

また、図書館で利用される資料には利用度の高い、その図書館として核となる資料なども整備が必要であるが、地域の図書館として、日常の問題解決に役立つ参考書、教養書、実用書、読み物などその地域に適した図書の整備が求められている。

専門的な図書の要望もあるが、大学教養レベルの資料を購入するに留まっている。また、東京都の資料の協力貸出が狭められてきている現状もあり、一市の資料費では専門書を取り揃えることには限度があるため、西多摩広域などで分担収集を検討することも必要である。

2.4 図書館経費

<現状>

(1) 総経費

図書館総経費は、市の財政難、図書館の経費節減等の取り組みもあって、現在 169,048,632 円で市総予算に占める割合が 0.8%と年々減少傾向にある。

(2) 資料費・図書費

消耗品費などを削減し資料費は死守するようにしている。市民 1 人あたりの図書費は平成 19 (2007) 年度 252.3 円で多摩地区で 18 位で、年々やや右肩下がりで減少傾向である。

・図書費：平成 17 (2005) 年度 343.7 円 [26 市中 14 位]、平成 18 (2006) 年度 252.7 円 [26 市中 15 位]、平成 19 (2007) 年度 252.3 円 [26 市中 18 位]。

<課題>

- (1) 図書館経費、図書費ともに年々減少傾向であり、予算の確保が必要である。
- (2) 財政状況が厳しく年々資料整備費は削減、減額されている。その中でやりくりして図書館費の中から資料費の財源として充当している。

2.5 広報

<現状>

- (1) 図書館だより：年に 1～2 回発行。館内、カウンター周辺において配布。
- (2) 新着資料案内：月 1 回発行。館内、市役所等で配布。
- (3) 雑誌・新聞目録：年 1 回。
- (4) 図書紹介「よんでよんで」：乳児 (0-2 歳) 及び幼児 (3-6 歳) 向けの絵本のリスト
- (5) 児童図書紹介パンフレット「みどりのまど」：小学生向け本の紹介リスト
- (6) 図書利用のご案内：市内小中学校全教諭に配布。図書館の利用指導用資料。
- (7) 「めざせ！超図書館博士」：小学校向け図書館見学資料を発行
- (8) 中・高校生向け図書紹介パンフレット「YA スクラッチ」：年 2 回発行

<課題>

- (1) 図書館についての理解を深めるための記事、図書館の利用法などについて市民に周知するため広報を充実させる必要がある。

2.6 職員

<現状>

- (1) 図書館の正規職員 8 人 (そのうち司書 2 人)、嘱託職員 7 人 (全員が司書)、臨時職員 28 人 (時間帯による交代勤務) である。
- (2) レファレンスは、知識と経験の積み重ねによって対応していく業務である

が、正職員の人事異動によって積み上げられた知識が生かされないことが多い。

(3) 普段から保護者に向けた乳幼児と読書についての説明会などを開く機会があればもっと保護者が読み聞かせに向ける関心度が高くなると思うが、人員などの問題があり検討を要する。

(4) ブックトークやアニメーションなどを取り入れたおはなし会を数多く行える人材面(知識と技術力をもった職員)の確保が必要である。

(5) 団体貸出専属の職員配置が必要である。

<課題>

(1) 正規職員に司書が少ない。

(2) 司書の正規職員が増えればサービスを推進、拡張できる。

3 現在の図書館サービスについての評価

3.1 図書館による自己評価

図書館は、平成 22 (2010) 年度に日本図書館協会作成の「図書館評価のためのチェックリスト改訂版」を用いて自己評価を行った。

その結果、図書館経営・活動に対する全体的な評価結果としては、「評価できる」が 66.9%で全体的には及第であった。

また、図書館経営・活動に対する各項目別の評価結果は、「開館時間、休館日 (100%)」、「相互協力 (85.7%)」と評価が大変高く、次いで「図書館サービス (69.8%)」、「職員 (69.2%)」、「図書館資料 (60.0%)」となる。評価が低いのは、「経費 (0%)」、「施設 (50.0%)」、「広報 (50.0%)」、「基本的事項 (図書館の基本的考え方) (53.0%)」である。今後、評価の高い項目は更にこの比率を高め、評価が低い 4 項目は特に努力改善が望まれる。

3.1.1 図書館についての基本的考え方

各設問を個別的に見ると、「基本的事項」(図書館の基本的考え方)は 53.0%という低い評価である。先ず“図書館計画”を策定することが課題といえる。図書館計画は、「図書館の目標」と「施設、資料、職員」の両要素を取り入れて策定されるものであり、図書館という施設を造れば終わりということにはならない。

次に、今回の評価結果によって利用者懇談会の開催が必要なことが明らかになった。以前実施していた経緯もあり、開催の方法等を工夫して再開してはどうだろうか。

図書館協議会については、その定例会開催回数を年 5 回以上開催することが必要であろう。

3.1.2 図書館サービス

「図書館サービス」は、69.8%とやや評価されている。その中で、フロアワークは市民への資料案内として重要な活動であり、今回の評価結果では、フロアワークを積極的に行っていくべきことが明らかになった。フロアワークという本来的で重要な図書館サービスに向けて強化していく必要がある。

また、急速な高齢化、グローバル化等を鑑みると、高齢者サービス、障害者(含病弱者)サービス(手話、点字のできる職員の配置、来館の手助け、宅配)、病院サービス、多文化サービス(在住外国人向利用案内の作成や広報)に早急に取り組むことが必要である。

閲覧室(読書室)は読書をしたり、資料を調べたりする場所であり、図書館

の資料を利用しない席借りのみの受験勉強室的利用は、図書館の基本的機能である資料・情報提供とは全く異なるものであり、市内の住宅環境や市民の図書館認識等を踏まえながら、徐々に廃止の方向で対応を図っていくべきである。

なお、羽村市図書館（現在の図書館本館）の当時の建設委員会で、学習室は設けないことが決められている。

3.1.3 相互協力

「相互協力」は、85.7%と評価が大変高い。都立図書館へ高価本等の協力貸出の復活を求めていく必要がある。多摩26市の図書館を中心に全都的に都立図書館の機能として要望をしていかなければ、これまでに行ってきた市民への資料提供が非常に不十分になる。

3.1.4 開館時間、休日

この項目は、100%の最高の評価結果を得ている。

3.1.5 広報

現在、図書館報の発行は行われていないが、今後定期的発行が必要である。

3.1.6 図書館資料

「図書館資料」は、60.0%の評価で及第ではあるが、開架冊数の1/7以上の年間購入冊数を確保することが必要である。また、分室の開架図書冊数と雑誌の購入冊数を増やし、充実拡充すべきとの評価結果となった。

3.1.7 職員

69.2%の評価で、館長には司書有資格者を当て専門職館長とすること、専門職員である司書の比率を70%以上にすべきことが評価結果から求められている。

3.1.8 経費

「経費」は、最低評価である。人件費を含む図書館予算を少なくとも一般会計の1%以上とすることが求められている。

3.1.9 施設

分室をバリアフリーにすることが必要である。

4 今後の図書館のあり方

4.1 図書館サービスの充実にむけて

子どもから高齢者、身体障害者、在住外国人までの市民が、どうすれば本に接することができるのかを考えると、まず、市として、すべての市民が気軽に図書館を利用できる環境を準備することが最小限必要である。そして、図書館の自己評価の結果をふまえ、全体の運営について70%弱の評価であったものを、80%～90%の比率に高めていくことである。そのためには次のようなことを行うようにしたい。

4.1.1 図書館資料の充実を行う

- ・開架冊数の1/7以上の年間購入冊数が望まれる。
- ・雑誌の種類を増やし図書館システム全体として300誌程度を達成目標にすることが望ましい。

① 図書では得られない最新の情報や研究成果、図書になりにくい科学技術などの専門分野、新しい分野の情報、レクリエーション的信息を得るのに適した活字資料であり、図書とともに市民の情報ニーズに応えるために重要である。

② 『公共図書館のガイドライン』(国際図書館連盟公共図書館分科会編 1986)によれば、人口1,000人につき10種の雑誌を収集、提供するとされている。

4.1.2 排架や蔵書の工夫を行う

- ・季節や時事等に関する書架を利用したミニ展示を行い、普段目立たない蔵書に気づかせる工夫を行う。

4.1.3 地域との連携をさらに促進する

(1) 保育園・幼稚園・小中学校・児童館・学童クラブとの連携

- ・おはなし会や団体貸出等の呼びかけやPRを行う。
- ① 保育園・幼稚園への呼びかけは、以前実施したが要望がなく立ち消えになっているが、改めておはなし会や団体貸出等の呼びかけやPRを行い、読書活動の推進、図書館利用の活発化を図る。
- ・児童館・学童クラブへの働きかけを行う。
- ・小中学校との連携は、実績をふまえて、さらに推進する。
- ・図書館と各団体(保育園・幼稚園・小中学校・児童館・学童クラブ)との代表者会議を実施する。

(2) 学校図書館との連携・支援を行う

- ・学校図書館のシステム上の問題と人の問題に対して支援する。

①市の図書館と学校図書館を一体化してとらえて、市の図書館が、連携というよりむしろ、学校図書館のコンピュータの予算化をするような大胆な形式、新しい考え方をすることである。

②文部科学省の図書館と学校図書館とのネットワーク化研究プロジェクトなどの補助金を活用することである。

・児童・生徒の読書活動推進、学校図書館利用環境整備の観点から、同じ教育部に属する教育総務課、学校教育課と図書館が協働して問題解決にあたることである。

・学校図書館と市の図書館の連携を推進するためには、知識と経験のある“ひと”（常勤専門職員・有資格者）を学校図書館、市の図書館におくことである。

(3) 他の生涯学習施設との連携を推進する

・原画展・昆虫展など、生涯学習センター「ゆとろぎ」との連携の実績をふまえ、さらに連携を推進する。

4.1.4 フロアーワークを推進する

- ・極力フロアーに出て一人一人に対応した読書案内や書架案内を行う。
- ・パンフレットやリストなどの紹介も併せて行うようにする。

4.1.5 児童サービスを補強する

- ・今まで以上に子どもを楽しい本の世界に誘（いざな）うようにする。将来の読書人の育成を行う。
- ・一人一人の子どもや親に対応したサービスの充実を行う。
- ・求めに応じた絵本や児童文学、科学の本などの提供と共に、定番の本や関連の本の紹介、ブックリストなどによる情報提供を行い、子どもの読書欲が高まるようにする。
- ・正規職員の3分の1以上を児童担当職員に充てる。

4.1.6 YA コーナーの充実と中高生の利用促進を行う

- ・本好きにするための本の相談を行う。
- ・ヤングアダルトに本を中心にした活動の場を提供する。
- ・本の相談を受けたり、活動を支援するために専任のYA担当司書を配置する。

4.1.7 多文化サービスを手がける

- ・多文化サービス対象者の把握および、資料・情報ニーズの把握を行う。
- ・利用案内作成や広報を積極的に行う。
- ・蔵書（多言語資料）の充実を図る。

4.1.8 宅配サービスの拡大を行う

・障害者サービスにおける宅配サービスをさらに広め、高齢者、身体障害者、病弱者の利用を促進する。

4.1.9 広報を充実、浸透させる

・図書館報の定期的発行（毎月1回）と全戸配布が望ましいが、市や教育委員会の広報紙などを積極的に活用して、市民の図書館への理解及び図書館利用の促進を図る。

・各新聞の地方欄へ図書館活動のニュース記事や集会行事等のお知らせを積極的に情報提供していく。

4.2 図書館運営体制の充実にむけて

4.2.1 市民参加の運営を推進する

(1) 図書館協議会開催回数の拡充を行う

図書館協議会については、その定例会開催回数を年5回以上開催することが必要であろう。

(2) 図書館協議会の傍聴者の増加が望まれる。

市民の傍聴は、委員の発言内容に活性化をもたらす要素として重要であるし、市民に開かれた会として開催されているという意義がある。

(3) 利用者懇談会を再開する

利用者懇談会は、以前に実施していた経緯もあり、開催の方法等を工夫して再開し、図書館への理解や利用促進をすすめ、市民・利用者の意見を図書館活動に生かすようにする。

4.2.2 職員体制の充実を行う

・図書館に行けば何らかの手段で求める資料や情報が必ず入手できるようにすることが大切であり、そのようなサービスを提供できる司書職制度を作ることが必要である。

① 図書館法制定時の高瀬文部大臣は、法案の骨子として、図書館職員は司書として必要な識見と技能を具備すべきことを述べている。

また、当時の西崎恵文部省社会教育局長も、図書館法制定について特に考慮した点として、図書館の専門職員としての司書や、図書館の職員制度を規定したことを次のように述べている。

「図書館の職員制度の確立を図ったことであります。従来わが国の図書館事業の不振の原因の一つとして職員制度の不備をあげることができます。すなわち図書館運営に高度の専門的知識と技能を必要とするにもかかわらず、こ

れに必要な資格等の明確な規定を欠いていたために優れた人材を吸収することもできず、基礎的修練を経ない素人によって図書館が運営される傾向が強かったのであります。この点に鑑みましてこの法案におきましては特に図書館職員について明確な規定を設けたのであります。」と。

・今後将来にわたって館長には司書有資格者を当て専門職館長とし、正規職員における専門職司書の比率を70%以上にすることが望ましい。

①「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学省告示第123号)の2.市町村立図書館(8)職員②において

「館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい。」

とある。

②羽村市図書館の正規職員8人の内司書有資格者は2人であり、司書率は25%である。現在、正規職員の全国平均司書率は約50%であり、早急にその率まで引き上げることが望まれる。

・熱意と情熱を持ち図書館サービスに徹している正規職員司書を継続的に図書館へ配置し、異動にあたっては配慮する。

・財政難の折であるが、正規職員司書を増員し、サービスの拡大に努めることも必要であろう。

4.2.3 図書館ボランティアのための研修を行う

・図書館理解を促進させる学習の機会を提供する。

4.3 中長期的課題

4.3.1 予算増を行う

・人件費を含む図書館予算を一般会計の1%以上とすることが望ましい。

①活発な図書館サービスを展開しているところでは、一般会計の3%以上を図書館経費として充当している。

4.3.2 すべての市民へ図書館サービスを行うための最低基準として図書館システム・施設の構築を行う

・分室に一般書の排架及びスペース確保、バリアフリー化、耐震対策を行う。

①通常、人口2万に図書館を1館設置、あるいは、中学校区に1図書館、歩いて行ける距離に1図書館と言われていることからすると、数の上では整っているが、分室はスペースが狭隘である。また、バリアフリー化も防災上地震対策の実施も不可欠である。分館の拡充、ないし新館の構築、または、学校の空き教室などの活用を図れないだろうか。

②分室は、その地域で自主的な市民活動として行われていたミニ図書館であ

る子ども文庫を市が公的に引き継いだもので、市民ニーズから発したものである。現在も継続して利用されており児童のみならず大人の利用もあり一般書へのニーズが示されている。蔵書を一般書を含めて最低3万冊備えるようにする。

・サービスポイント（分館等）の設置を検討する。

① 羽西、双葉町、玉川の地区の人々の図書館の利用が少なく、サービスの空白地帯となっているので、その地域のサービス向上に資するため、学校施設の有効活用の一環として公開図書室の開設や、学校図書館を地域に開放するなど、学校および学校図書館との連携を図ることも今後は検討していく必要がある。何らかの図書館サービス拠点が必要であろう。

4.3.3 市内登録者の増加を図る

・すべての市民に図書館利用環境を整え、登録者率を市内人口の40%以上にする。

① 全住民が図書館を利用することが望ましいが、最低でも1世帯あたり1人（家族の誰か1人）以上の利用登録者を確保し、各家庭で図書館の資料利用が行われる状況を作り出すことが、すべての市民が図書館サービスを受けるための最低基準となろう。

4.3.4 図書館計画について

・図書館計画については、本来ならば、図書館サービスの充実に向けて、図書館の役割、機能等について計画を作成して、市民に公開し、市民や専門家の参加を得て策定し、それを市の長期計画に盛り込むことが必要であるが、今後策定される市の長期総合計画や、生涯学習に関する基本計画等の中に、図書館計画を盛り込んでもらうようにするとよい。

4.3.5 電子図書・電子書籍端末の扱い

・電子図書については、現在行われている公共図書館での電子図書市場化テストの結果をまって導入の可否を決定する。

① 電子図書は、パソコンと通信ネットワークを通して得られるデジタル図書である。

・電子書籍のタブレットやリーダーについては、CDプレーヤー・DVDプレーヤーと同様の扱いをする。

2010年前後から電子書籍端末であるキンドル、iPad、ガラパゴスなどの代表的タブレットやリーダーが市場に出回り、30代、40代の人を中心に利用が広がっているが、今後の動向を注視すべきである。

5 おわりに

平成 21 年 7 月より 2 年間、「今後の図書館サービスのあり方について」の諮問について答申すべく議論を重ねてきました。

現在の図書館予算、施設、職員を前提とする限り、平均点以上の実績評価をすることができたのは幸いでした。しかし、生涯学習施設の一環としての新羽村市図書館が開設されてから既に 10 年以上の年月を経ており、その間の社会事情の変化や科学技術の向上、利用者である市民のニーズの変化等に対応して、図書館サービスにも新しいポリシーが導入されるべきであろう。

図書館としての基本である蔵書・資料の充実、図書館職員の質・量の増強、図書館利用に関する市民各層・各団体への広報を含むサービスの向上、近隣各市や学校との連携・協働の推進、そのために図書館がなすべき諸事項等につき真摯に議論してまいりました。各論につきましては本文各章を参照していただくこととし、ここでの重複を避けますが、その全てに関連してくるのは予算である。

また、羽村市の図書館サービスを向上させ、最も優れた効果を生み出し、また、市民への図書館サービスの浸透を図るための鍵を握っているのは、専門的識見と技能をもった人材、図書館サービスへの熱意と情熱をもっている司書の確保・充実である。

羽村市長期総合計画や羽村市生涯学習基本計画が策定されようとしているこの時機に、本答申を提出することは誠に時期をえたものといえる。各長期計画の議論に本答申が反映されることを切に願うものである。

付1：羽村市図書館協議会委員名簿

平成23年6月23日現在

区分	氏名	推薦団体、所属
学校教育関係者	江本 裕子	羽村市公立小中学校長会推薦 前小作台小学校校長
	嘉陽 義明	羽村市公立小中学校長会推薦 羽村第一中学校校長
社会教育関係者	関澤 和代	元社会教育委員 元ゆとろぎ協働事業運営市民の会会長
	塩田 真紀子	元社会教育委員 図書館ボランティアおはなしぽけっと代表
家庭教育関係者	倉中 理恵	羽村市立小・中学校PTA連合会推薦 元小作台小学校PTA会長
	山本 一代	NPO法人子育て支援総合施設こころ理事長 チューリップ保育所代表
学識経験者	会長 塚原 博	実践女子大学 図書館学課程主任教授 日本図書館協会評議員及び児童青少年委員会委員
	副会長 野元 弘幸	首都大学東京 都市教養学部准教授
市民公募委員	藤澤 穰	
	花島 千賀	

【任期】平成21年7月1日～平成23年6月30日

付2：羽村市図書館協議会審議経過

(1) 図書館協議会

開催数	開催日時	内 容
第1回	平成21年7月28日(火) 午後2時～4時20分	会長・副会長の選出 諮問「今後の図書館サービスのあり方について」 協議会傍聴に関する要領の決定について 図書館の概要について 今後の日程について
第2回	平成21年11月9日(月) 午後6時30分～8時35分	図書館資料費と図書貸出数の関係について 乳幼児への図書館サービスのチェックリスト 羽村市の図書館サービスの現状と課題について
第3回	平成22年2月5日(金) 午後2時～4時40分	乳幼児サービスについて 子ども読書活動推進計画の検証及び事業計画 について 羽村市の図書館サービスの現状と課題について (続き)
第4回	平成22年6月25日(金) 午後2時～4時30分	羽村市の図書館サービスの現状と課題について (続き)
第5回	平成22年11月12日(金) 午後2時～4時	図書館評価について 答申書構成について 羽村市の図書館サービスの現状と課題について (続き)
第6回	平成23年2月4日(金) 午後2時～4時30分	図書館の運営の状況に関する評価について 羽村市事業仕分けの結果について 答申書について
第7回	平成23年6月23日(木) 午前10時～11時	答申書について

(2) 図書館協議会ワーキンググループ

開催数	開催日時	内 容
第1回	平成21年9月25日(金) 午後2時～4時10分	羽村市及び他市町村の図書館サービスについて 羽村市の図書館サービスの現状と課題について
第2回	平成23年4月22日(金) 午後2時～4時20分	答申書について
第3回	平成23年5月19日(木) 午後2時～4時	答申書について

- (3) 図書館協議会視察(小作台図書室及び加美・富士見平・川崎分室)
平成 23 年 2 月 25 日(金) 午後 1 時 35 分～4 時